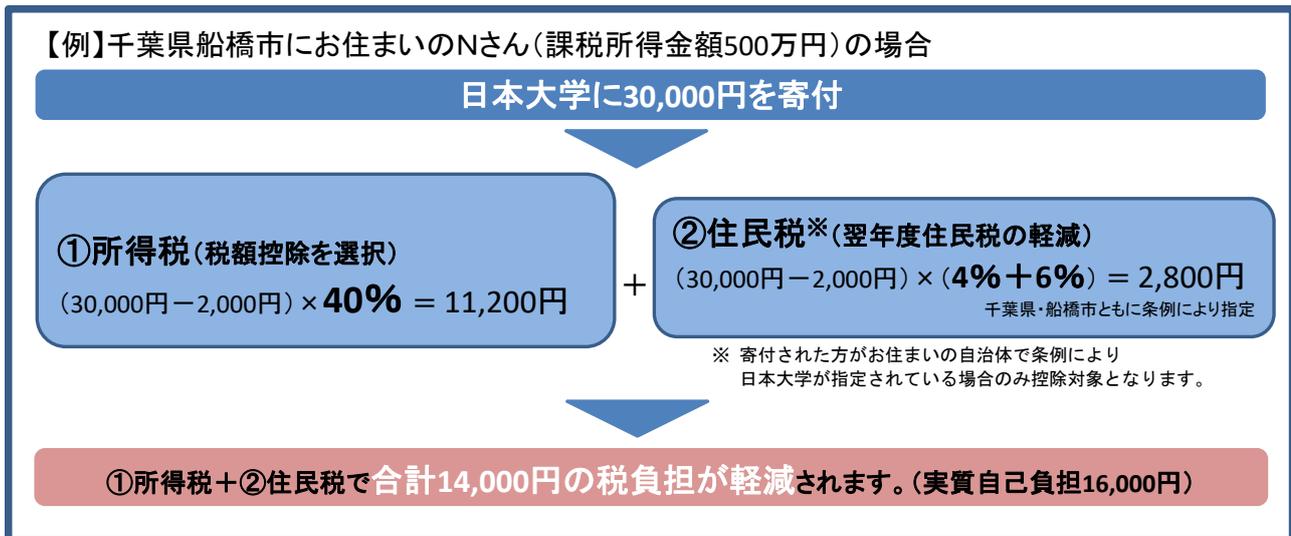


## 税制上の優遇措置

日本大学に御寄付いただくと、所轄税務署で確定申告を行っていただくことで、**最大で約50% (所得税40%・住民税10%)**の税制上の優遇措置を受けることができます。



### 1 所得税に関する寄付金控除

確定申告の際に、「税額控除」と「所得控除」のいずれかをお選びいただくことができます。

それぞれの還付金額は、130周年募金Webサイトを御覧ください。

#### ① 税額控除

$$[(\text{年間の寄付金合計額}^{\text{注1}} - 2,000\text{円}) \times 40\%]^{\text{注2}}$$

注1) 総所得金額の40%が限度。

注2) 所得税額の25%が限度。

税額控除は税率に関係なく、所得税額から左記計算式による金額を直接控除(その年の所得税額の25%が上限)するため、多くの方において所得控除と比べて減税効果が大きくなります。

#### ② 所得控除

$$\text{年間の寄付金合計額}^{\text{注3}} - 2,000\text{円}$$

注3) 総所得金額の40%が限度。

左記計算式による金額が課税前の所得から控除されます。控除後の金額に所得税率を掛けるため、所得金額に対して寄付金額が大きい場合に減税効果が大きくなります。

### 2 住民税に関する寄付金控除(自治体の条例により指定された場合に限り)

$$(\text{年間の寄付金合計額}^{\text{注4}} - 2,000\text{円}) \times \text{控除率}^{\text{注5}}$$

注4) 総所得金額の30%が限度。

注5) 平成29年1月1日以降の御寄付より控除率が改正されました。

自治体	政令市に居住	左記以外に居住
都道府県	2%	4%
市区町村	8%	6%

※都道府県及び市区町村の双方が条例で指定している場合は10%となります。

日本大学への寄付金を、住民税控除対象寄付金として条例で指定している自治体に、寄付金を支出した年の翌年1月1日現在にお住まいの方は、翌年度の住民税額から左記計算式による金額が控除されます。詳しくは、お住まいの自治体に御確認ください。

### 3 確定申告

税制上の優遇措置を受けるためには確定申告が必要です。御寄付いただいた翌年の確定申告期間中、申告書類に「寄付金領収書」及び「寄付金控除に係る証明書」を添えて、所轄税務署に提出してください。

なお、所得税の確定申告をせずに住民税の寄付金控除のみを受ける方は、それぞれ居住する市区町村の窓口へ申告してください。

※ 税制上の優遇措置には個人の所得に応じて上限があります。税制上の優遇措置を受けられる上限額は、本学への御寄付と他の団体(「ふるさと納税」等)への寄付を合算した額となりますので御注意ください。